

福祉援護制度のご案内
(精神障害者手帳用)

屋久島町役場福祉支援課

屋久島町内には、身体に障がいを持つ方の団体や精神に障がいを持つ方の団体があり、様々な活動をしています。（知的に障がいを持つ方の団体は現在休止中です）

各団体では随時会員を募集していますので、興味のある方はお気軽にご連絡ください。

各福祉団体の紹介

団体名	活動内容	連絡先
屋久島町身体障害者福祉協会	障がい者福祉の向上及び社会参加の促進を目指して、関係団体と連携を図り、障がい者の親睦を深めるグラウンドゴルフ大会の開催や県障害者スポーツ大会等への参加、障がいに関する相談事業など様々な事業に取り組んでいます。	福祉支援課 まで
屋久島町精神障がい者家族会 (石楠花未来館)	身内に支援が必要な精神障がい者がいる家族の会で、石楠花未来館は小物作りやカラオケなど様々な活動を通して町内に住む精神障がい者と家族の憩いの場となっています。	(事務局) 基幹相談支援センターやくしま 電話 46-2277
屋久島町手をつなぐ育成会(知的障害者)	休止中	

制 度	対 象 者	概 要	手 続 き 先
障害基礎年金	精神障害手帳3級以上の方	国民年金法で定める障害等級表(1級・2級)に該当する障がいを持つ者で20歳に達した時から支給されます。 ※左欄の等級は目安ですので詳しくは所管課までお問い合わせください。	健康長寿課
屋久島町営住宅の減免	障害者手帳所持の方	家賃の4分の1を減免します。ただし、減免額が1千円に満たない場合は1千円を減免額とします。 ※所得制限あり	建設課
所得税及び住民税の減免	精神障害2級～3級	【障害者控除】 所得税27万円、住民税26万円の控除が受けられます。 ※控除認定は福祉支援課までご相談ください。	税務署 (所得税) 町民課 (住民税)
	精神障害1級の方	【特別障害者控除】 所得税40万円、住民税30万円の控除が受けられます。 ※控除認定は福祉支援課までご相談ください。	
自動車税の減免	精神障害1級の方	左記の欄に該当する障がい者が所有する自動車で、障がい者が運転する自動車、または、障がい者(児)の通学・通院等のために生計を一にするものが運転する自動車について減免します。 ※生計同一者が運転する場合には、生計同一を証明する福祉支援課の証明(生計同一証明書)が必要です。	熊毛支庁 県税課 (自動車税)
軽自動車税の減免			町民課 (軽自動車税)

制 度	対 象 者	概 要	手 続 き 先
障 害 児 福 祉 手 当	20 歳 未 満 の 障 がい 児	20 歳 未 満 の 障 がい 児 で、日 常 生 活 で 常 時 の 介 護 を 要 す る 者 の 在 宅 生 活 を 向 上 さ せ る た め に 支 給 さ れ る 手 当 で す。該 当 条 件 が あ る た め 詳 し く は 福 祉 支 援 課 ま で。	福 祉 支 援 課
特 別 障 害 者 手 当	20 歳 以 上 の 障 がい 者	20 歳 以 上 で 障 がい を 2 つ 以 上 持 つ、ま た は 重 度 の 障 がい の た め に 日 常 生 活 能 力 に お い て 常 時 介 護 を 要 す る 者 の 在 宅 生 活 を 向 上 さ せ る た め に 支 給 さ れ る 手 当 で す。該 当 条 件 が あ る た め 詳 し く は 福 祉 支 援 課 ま で。	福 祉 支 援 課
特 別 児 童 扶 養 手 当 (1 級)	20 歳 未 満 の 障 がい 児	20 歳 未 満 の 重 度 の 障 がい 児 を 監 護 し て い る 保 護 者 に 支 給 さ れ ま す。該 当 要 件 が あ る た め 詳 し く は 福 祉 支 援 課 ま で お 問 い 合 わ せ く だ さ い。	福 祉 支 援 課
特 別 児 童 扶 養 手 当 (2 級)	20 歳 未 満 の 障 がい 児	20 歳 未 満 の 中 度 の 障 がい 児 を 監 護 し て い る 保 護 者 に 支 給 さ れ ま す。該 当 要 件 が あ る た め 詳 し く は 福 祉 支 援 課 ま で お 問 い 合 わ せ く だ さ い。	福 祉 支 援 課
日 中 一 時 支 援 事 業	手 帳 所 持 の 方	在 宅 で 障 がい 児 ・ 者 を 介 護 し て い る 方 が 疾 病、事 故、出 産 や 旅 行 な ど で 一 時 的 に 介 護 が で き な い 場 合 に、1 か 月 に 10 日 を 限 度 と し て、施 設 に お い て、日 帰 り で 入 浴、排 せ つ、食 事 の 介 護、そ の 他 支 援 が 受 け ら れ る も の で す。	福 祉 支 援 課

制 度	対 象 者	概 要	手 続 き 先
自立支援 医療精神 通院	対象の精神 疾患の方	<p>通院による指針医療を続ける必要がある方の医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。</p> <p>(対象の精神疾患・・・統合失調症、気分障害、薬物等の依存症、パニック障害などの不安障害、知的障害、認知症、てんかんなど)</p>	福祉支援課
NHK放 送受信料 免除	半額減免の 方 (右欄の方)	<p>世帯主が視覚障害又は重度の身体障害、知的障害、精神障害の方が対象になります。</p> <p>※重度の身体障害の方とは2級以上の方です。</p>	福祉支援課
	全額減免の 方 (右欄の方)	<p>世帯員の中に身障手帳、療育手帳、精神手帳をお持ちの方がおり、かつ住民税非課税世帯の方が対象です。</p>	福祉支援課
有料道路 の割引	障害手帳所持の方又は 障がい者が乗 車する自動車 を運転する方	<p>障がい者本人もしくは本人以外の者が、通勤、通学、通院等の移動のために運転する自動車で、有料道路(高速道路)の割引が適用される制度になります。</p>	福祉支援課
旅客運賃 割引制度	手帳所持の 方	<p>離島割引との併用はできませんが、公共交通機関で障害者手帳をみせることで割引を受けられる可能性があります。(自動車・航空機・高速船・フェリー・タクシー・バスなど)</p>	福祉支援課

制 度	対 象 者	概 要	手 続 き 先
心身障害者扶養共済制度	手帳所持の方	<p>本人の保護者又は扶養義務者で65歳未満であれば、最大2口まで加入でき、加入者が事故及び疾病で扶養能力がなくなった場合、並びに死亡した場合に本人に対し、1口につき2万円の年金が給付されます。</p> <p>※月額掛金は、加入者の年齢により異なります。</p>	福祉支援課

※役場各課で行う手続きはお近くの役場出張所窓口でもできる場合がありますので、各出張所か担当課までお問い合わせください。

【連絡先一覧】

施設名	課名等	所在地	電話
役場本庁	福祉支援課 (福祉事務所)	長峰	43-5900
〃	健康長寿課	〃	〃
〃	建設課	〃	〃
〃	町民課	〃	〃
宮之浦出張所	地域住民課	宮之浦	〃
安房出張所	〃	安房	〃
尾之間出張所	〃	尾之間	〃
栗生出張所	〃	栗生	48-2231
口永良部出張所	〃	口永良部島	49-2100
県屋久島事務所	屋久島保健所	松峯	46-2024
種子島税務署	種子島税務署	西之表市	0997-22-0440
県熊毛支庁	県税課	〃	0997-22-0006